

大きな質問の1つ目、区民の命を守る取り組みについて、まず **自殺対策の推進**について伺います。

日本では昨年、1日平均約65人が自ら命を絶っています。その率は先進7か国の中で突出して高く、アメリカの2倍、イギリスの3倍になります。

日本財団が本年調査を行った結果、日本人の4人に1人が本気で自殺したいと考えたことがある、5人に1人が身近な人を自殺で亡くしている、住み続けたいという人が多い地域は自殺リスクが低い、ということが分かりました。

区民について言えば、昨年までの7年間の自殺者は学生16人を含む504人。交通事故で亡くなった区民の約1.5倍です。率は都全体より高く、65%は男性で、中でも50代が高くなっています。本年は9月までの9カ月間で47人。うち、51%が女性です。

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法が本年改正されました。そこでは、各自治体にも自殺対策の計画策定が求められています。自殺は、それは多くが追い込まれた末の死で、防ぐことができる社会的な問題であり、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いといえます。だからこそ地域でのきめ細やかな対策が必要となります。

国では、各地域で自殺者の年齢層、性別、職業などを踏まえた対策を求めてお

り、各都道府県の「地域自殺対策推進センター」がその後押しをすることになっていきます。北区でも、現状に基づいた対策を講じ、基本計画を策定すべきです。そして自殺を防ぐ環境や相談体制を整備し、自殺未遂者や遺族への支援のあり方なども含め、生きることの包括的な支援ができるよう、全庁的な取り組みを求めます。北区の自殺対策について、現状と課題、今後の取り組みを伺います。

若い世代の死因第1位が自殺であるのは先進7か国で日本だけです。なかでも未遂率が高いのが20代。また、中学生の自殺は増え続け、子どもの数が減っているにもかかわらず、昨年は17年ぶりに100人を超えました。

今回の法改正では、「自殺の0次予防」として子どもたちに自殺予防教育を行うことも盛り込まれました。教員研修を充実させ、全生徒を対象に「日々の暮らしの中で、あるいは将来的に、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力」「自殺の危機にある人への対処方法」などについての教育を毎年実施することを要望しますがお考えをお伺いします。

また、将来的に自殺リスクが高い高校中退や進路未決定者等、相談や支援につながりにくい若者への、コミュニティ・ユース・ワーカーなどによるアウトリーチなど、相談の受皿の整備について伺います。

現在「自殺のない社会づくり市区町村会」が設立され、幅広いセーフティーネ

ットの構築をしています。都内19市区町村を含む300近い自治体が参加しております。北区も参画していただきたいと思いますが如何でしょうか。

次に、**女性・子ども・若者への切れ目のない支援の更なる拡充について**伺います。

妊産婦の自殺は一昨年までの10年間に23区で63人。全国になおすと、1週間に1人は、日本のどこかで自殺していることとなります。出産で精神的な不調に陥る人は産後2箇月ごろまでに多く、虐待や育児放棄、自殺につながる恐れがあるとしています。

こういったことを防ぐため、ネウボラ事業を推進してきました。本年4月現在、「子育て世代包括支援センター」が全国で296市区町村720箇所実施されています。来年度は150市区町村分予算計上され、母子保健コーディネーターなど職員雇上げや協議会開催ができるようになっていきます。

北区でも妊娠中から就学前までのケアプランの策定をするなど継続的に更なる決め細やかな支援をするべきです。北区はぴママ面接の実績と課題について伺います。

産前産後の訪問型サポートの担い手として「産後ドゥーラ」を活用している自治体があります。赤ちゃんの世話、子どものお迎え、買い物、掃除、母体の健康相談など、マルチなサポートができます。中野、品川、杉並、世田谷や菊川

市などで現在、利用料補助を行っています。

国の来年度予算では産後ケアと産前産後サポートに240市区町村分計上されていますので、北区でもドゥーラの育成と活用も含め、事業を拡充すべきですが見解を伺います。

さらに国では、来年度、産後2週間と産後1ヶ月の計2回分の健診費用助成をする見通しです。母体の心身の状態を把握し、支援が必要な人には自治体の育児相談、産後ケア事業の利用等を促すそうです。北区でも産後健診の助成をして医療機関と連携し、必要な人を支援するべきですが如何でしょうか。

一方、妊娠したことを誰にも言えず、届を出さず、産院に行けない、子育てする気もない、「妊娠からの切れ目ない子育て支援」に初めから切れてしまっている女性たちがいることを忘れてはなりません。

一昨年度、虐待で亡くなった0歳児は27人。うち15人は生後24時間以内に死亡。加害者は、全員実母でした。

さらに、人工妊娠中絶は年間20万件近く。一日500以上の生まれないまま亡くなる命があるのです。かつて来日したマザーテレサは「日本は豊かな国だと言うが、中絶がこれほど行われる社会が果たして幸せなのか」と発言しました。

赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」を運営する慈恵病院は望まない妊娠

についての相談も24時間受け付けています。昨年度の相談件数は5466件で、前年より3割以上増えました。今年度は6000件を超す見込みだそうです。そして「このとりのゆりかご」に預けられた赤ちゃんは開設から今日までの9年半で120人を越えました。

赤ちゃんポストはドイツの「ベビークラッペ」をモデルとしていますが、ドイツには望まない妊娠をした人を支える様々な制度があります。匿名で出産ができたり、内密に出産して養子に出す制度も整備されています。行き場がない妊婦の生活を支援する母子寮があります。クラッペに預けられた赤ちゃんは8週間は保護した機関が育てます。その間、生みの親が分かっている場合は、カウンセリングを重ね、その中で「育ててみよう」と思い直す母親が多いそうです。養育は不可能だと判断した場合や母親が分からない場合は養子縁組を望む夫婦を探します。そしてその子どもが成人するまで行政が関わります。こうしたドイツの手厚い制度の背景には、胎児の人権が法律で保障されているということがあります。ドイツでは「妊娠葛藤相談所」で助言を受けなければ、中絶はできないのです。

北区でも妊娠したことに悩んでいる女性は多くいると思います。妊娠・出産した女性が皆「はぴママ」になることができるよう、まずは北区で作った妊娠相談カードに24時間相談支援をしているようなNPOなどの連絡先を明示す

る、メールでの相談もできるようにすることを提案しますが、見解を伺います。

現在日本では、3万人以上の子どもが、乳児院や児童養護施設で暮らしていますが、本年成立した改正児童福祉法には、「すべての子どもを養子縁組、里親を含む“家庭”で育てる」と謳われています。児童相談所の移管後は、区が里親の研修・認定・登録等を行っていくわけです。乳児院や一時保護所などから家庭に戻ってもまた虐待を受け、亡くなる子どももいます。生き辛さを抱えた親へ寄り添う支援が重要です。様々なことが児童相談所職員には求められます。そこで質問は、今後の児童相談所の業務移管に向けて、人材の確保・育成や里親制度の推進を区としてどのように取り組むか、伺います。

そして養護施設等を退所した若者のために「せたがや若者フェアスタート」のような事業を北区でも行うことを望みますが見解をお聞かせください。

3つめは 安心・安全な北区のために伺います。

まず防災対策についてです。

地震による被害を防ぐには、まず、家や家具が倒れない・燃えないようにすることです。

都では木造住宅の安価で効果的な耐震改修工法として耐震シェルターを勧めています。都からの助成が無くなった今年度でも23区中18区では助成を実施しています。北区の耐震シェルターの設置助成の再開についてお答えくださ

い。

また、感震ブレーカーの設置については平成24年第2回定例会において小田切議員が北区議会で初めて提案し、その年の決算特別委員会でも有効性を訴えてきました。

感震ブレーカーの普及は、地震時の電気火災から生命や財産を守り、また地域一体となって取組むことで延焼火災からまちを守ります。本年10月現在、荒川、足立など23区中9区が助成を行っています。北区でも国や都の助成を待たずに設置助成を行い、区民、町会自治会へ啓発するとともに、マンションや住宅の新築時等において取組の必要性について周知を図っていくことが重要と考えられます。区長のご英断をお願いします。

北区では、学校防災マニュアル、避難所運営マニュアルを基に、避難所ごとのマニュアルを作成することになっています。各避難所の収容人数を明確にし、それに合った備えをすることが必要です。トイレに関しては、本年4月の内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に、整備・改修、物資の備蓄、企業との協定などを進めることが求められます。更に、段ボールベッドやパーテーションの備蓄、障害者スポーツセンターや、福祉大学、ビジネスホテル等と協定を結び、福祉避難所の拡充をすべきですが如何でしょうか。

安心・安全な北区のために、防犯カメラの設置について伺います。

防犯カメラには犯人検挙率の向上、犯罪抑止、住民の安心感の向上などの効果があります。区ではこれまでに700台以上設置してきましたが、公園内の不審者やゴミの不法投棄、公衆トイレ内の器物破損などの犯罪を防ぐため、更なる設置を要望する声が寄せられております。隣接区の荒川、板橋、足立などでは公園にも防犯カメラの設置が始まっております。北区内のどこにいても安心安全を確保すべく、公園など必要な所に設置すること、都に財政的な応援を求めることについて伺います。

安心安全な北区のために、高齢ドライバーによる交通事故対策についてです。

このところ高齢ドライバーによる事故が相次いでいます。対策の1つが、運転免許証の自主返納です。返納者は「運転経歴証明書」を申請でき、都内ではこれで、信用金庫、飲食店、劇場、定期観光バス、巣鴨や浅草の商店街などで、様々な特典を受けることができます。

北区では高齢ドライバーの安全対策にどう取り組むのでしょうか。返納者に区内商品券やタクシー券を付与し返納を推進してはいかがでしょうか。伺います。

大きな質問の2つめ、食品ロス削減の取り組みについて伺います。

日本の食品ロス年間632万トンのうち約半分は家庭から出ています。これは

一人あたり年間24.6キログラム、茶わん164杯分のごはんに相当します。金額換算すると、家族4人で年間6万円分、この処理費用に5000円、日本全体では、11.1兆円が無駄になっている計算になるそうです。食べ物を捨てる量が多い自治体ほど廃棄物処理にお金が掛かります。食べられるのに捨てるとはお金を捨てること。捨てる量が少ない自治体ほど、税金は他の有用なことに使用できます。

そのため他自治体では、例えば豊島区のように食品ロス特集号の区報を発行したり、京都市、横浜市、山口市などは、飲食店で小盛りメニューの導入、持ち帰り希望者への対応などを行なっています。

松本市では、「^{きんまる}30・^{いちまる}10運動」を展開。宴会で始めの30分と終わりの10分は自席で食事を楽しむ、家庭では毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」とし、期限の近い物や残り物を使い切り冷蔵庫を空にする。毎月10日は「もったいないクッキングデー」とし、今まで捨てていた野菜の茎などを使うことに挑戦する、という運動です。

北区では、家庭系のゴミや事業系のゴミで、食べ残しや食べられるのに捨てられているものはどの程度あるのか、また、区立学校の給食の食べ残し量についてお尋ねします。

北区でもまずはこれから始まる忘新年会シーズンに「30・10運動」の普及を商工会議所等に要請したり、食べきり推進店を認定したり、区民へも食品ロ

ス削減に向けた啓発活動をするなど幅広く取り組む必要があると考えますが、
見解を伺います。

先頃、食品ロス削減を目的とした自治体間のネットワーク「全国おいしい食べ
きり運動ネットワーク協議会」が設立され約250の自治体が参加。東京でも
豊島、荒川、板橋など10区9市が会員となっています。北区もこのネットワ
ークに参加するべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に食品ロスを意識した食育・環境教育への取り組みについて伺います。

松本市では、小学校3年生全員に環境教育をおこない、日本は世界からたくさ
んの食べ物を買っていること、食べたくても食べられない人がいること、捨て
ることは、野菜も鳥や牛、豚、魚等も、その命を捨てていることになること、
作った人が悲しむこと、食べ物を燃やすためにエネルギーを使っていること等
を教えています。また子どもたちには食品ロスが出ない食品の選び方、買い方
を教える必要もあると思います。

そこで質問は、北区の子どもたちに食品ロス削減に向けてどのような取り組
みをしていくのか、お考えを伺います。

本年、北区社会福祉協議会によるフードドライブが行われ、寄贈された食品は
福祉施設や必要な方に配布されました。また北区くらしと仕事相談センターで
は、食品を必要とする方からの相談を受け、台東区にあるNPOセカンド・ハ

ハーベスト・ジャパンの紹介を行っていると聞いています。区内にはほかに体操教室や私立学校等でもフードドライブを行っているところがあります。

北区内に本社があるスーパーでは、品質に問題がない期限到来前の食品や取引先である JA 甘楽富岡の新鮮なのに産地で廃棄されてしまう規格外野菜を、セカンド・ハーベスト・ジャパンを通じて、福祉施設などへ寄付しています。

フードバンクを設立した太田市では、提供を受けた食品を自立相談支援センターなどから紹介された人に配っています。

大阪府の泉大津市や福岡県では、コンビニやスーパーなどから、消費期限が迫ったパン、弁当などや、外箱破損などの商品を生活困窮者に提供しています。遠くから運べば運ぶほどエネルギーやお金が掛ります。

区内で未利用食品を集め、セカンド・ハーベスト・ジャパン経由でなく、必要とする区民に届ける仕組みづくりができないか伺います。

大きな質問の3つ目、遠隔手話通訳サービスについて伺います。

鳥取県では役所の窓口における聴覚障害者との円滑な意思疎通のため、タブレット型端末による遠隔手話通訳サービスや代理電話サービス、職員の声を文字に変換して画面に表示する音声文字交換システムを導入しています。

北区でも、タブレット型端末を使った外国語通訳を既に戸籍住民課などで導入

しています。手話に関しては、本庁舎と赤羽会館に通訳者を配置し、聴覚障害者の個別ニーズに対応し、相談・生活支援につながっています。しかし、北とぴあや滝野川会館などの手話通訳者がいない所では、遠隔手話通訳や音声文字化などができるタブレット型端末が有効な手段であると思います。

現在、聴覚、視覚、発達障害者などの障がい者向けだけでなく、外国人や高齢者向けにも様々なアプリが開発されています。タブレット型端末があれば、こういったアプリもいつでも使うことができます。

あんしんセンター、児童館、図書館、幼保小中学校、地域振興室等の各窓口にタブレット型端末を配置し、遠隔手話通訳などを導入できないか伺います。

最後に地域の課題について、

まず、北とぴあの喫煙所について伺います。北とぴあの1階の外の喫煙所は煙が上へ抜けず歩道に沿って横に流れる傾向があります。毎日煙を吸わないように呼吸を我慢して駅と自宅を往復している、という中学生の声もありました。もう少し東側に場所を変更できないか、お尋ねします。

次に今後の学区域などについて伺います。王子五丁目の大規模マンション完成後は、かなり児童生徒が増えると予想されます。学区域の王子小には余裕教室は無いと思いますが、区としてはどのような計画なのか、学区域の再編などを含め今から対応を検討すべきだと思います。お尋ねします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。